

令和4年度 全体事業計画

※ゴシック箇所が令和3年度からの変更点

1. 特別委員会等における事業推進

(1) 組織基盤強化委員会

引続き、会員増強対策の推進並びに一般社団法人として新たな事業の研究を行うとともに、新型コロナウイルス感染状況が会員へ与える影響等を鑑みた組織運営を行う。

(2) 基本方策対応特別委員会

人材の確保・育成として、社会保険加入を含めた建設技能者の更なる処遇改善の取り組みである建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）の普及・促進に努めるほか、産学官で組織される「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」を発展的に改組した「CCUS 処遇改善推進協議会」に参画し、諸課題に対応する。

(3) 登録建設塗装基幹技能者認定講習委員会

一般公募による認定講習会の開催並びに資格取得後5年を経過する者に対し、更新講習会を開催する。

(4) 住宅リフォーム事業者団体登録制度協議会

住宅リフォーム事業者団体登録制度に基づき、会員の資質向上に努め信頼される総合仕上工事業への展開を図る。そのためにリフォーム工事実態調査を実施し、必要に応じ指導、情報提供を行う。

株式会社住宅あんしん保証と提携した取次ぎ業務に基づき「認定品質大規模修繕瑕疵保険・リフォーム工事瑕疵保険」制度の周知に努める。

(5) 全国建築塗装技能競技大会改革検討委員会

第27回（令和5年度）大会は、競技課題や参加選手数について、北陸ブロック、技能委員会および改革検討委員会で密に連携し協議した上で開催を目指す。第28回（令和7年度）以降については、委員会内にて開催地の選定を含め、運営に対しての人員の確保や組織体系、運営マニュアルの作成などを継続的に協議する。

(6) 合同慰霊碑運営委員会

合同慰霊碑への秋、春の彼岸供養をはじめ、令和4年6月24日に横浜市・青木山本覚寺にて全国塗装業界物故者合同供養式を執り行う。

(7) 安全環境普及協議会

塗装工事業界の労働災害防止、環境汚染防止に向けて推進する。

(8) 耐火塗料塗装施工技術協会

登録会員企業に対し、施工実績調査を続けるとともに研修会の開催並びに資格取得後5年を経過する者に対し、更新講習を開催する。

(9) 特定技能外国人受入れ準備検討委員会

特定技能外国人の受入れについては、建設分野で予定される業務区分の再編に応じ、塗装職種の追加に向け関係省庁・機関と連携するとともに、受入れを希望する会員で構成する協会の設立に向け諸課題の整理・検討を行う。

(10) 特定技能外国人雇用事業者協会（仮称）

特定技能外国人を雇用する会員企業の受入れ負担金収納代行業務、および再編される新しい業務区分に対応した技能者への教育訓練・講習等について一般社団法人建設技能人材機構（JAC）と連携し対応に当たる。

2. 会議・行事予定等

(1) 第 63 回定時総会

日程：令和 4 年 5 月 26 日（木）

会場：東京都・LEVEL XXI 東京會館（大手町）〔開催地：徳島県より変更〕

第 47 回全国大会（徳島県） 中止

(2) 令和 4 年度受章者合同祝賀会

日程：令和 4 年 12 月 15 日（木）

会場：東京・ホテルニューオータニ《予定》

(3) 各会議の開催

1) 理事会	第 240 回～第 242 回	（ 3 回開催）
2) 監事会	第 88 回、第 89 回	（ 2 回開催）
3) 正副会長会議	第 459 回～第 470 回	（12 回開催）
4) 常任理事会	第 412 回～第 422 回	（11 回開催）
5) 六委員長連絡会議	第 301 回～第 311 回	（11 回開催）
6) 全国ブロック理事会	第 90 回～第 93 回	（ 4 回開催）
7) 全国支部長会	第 101 回、第 102 回	（ 2 回開催）
8) 表彰審査部会	第 50 回	（ 1 回開催）